

令和2年度

第7回 佐々町農業委員会総会議事録

令和2年10月27日（火）

佐々町農業委員会

令和2年10月 第7回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和2年10月27日(火)午後1時30分
2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室
3. 開 会 令和2年10月27日(火)午後1時30分

4. 出席委員 (17名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	吉野 裕 君	2	濱野 努 君	3	池田 邦義 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	和田 貞子 君
7	坂口 隆英 君	8	藤永 九市 君	10	池田 晴良 君
11	井手 俊博 君	12	山下 夕見子君	13	濱野 卓也 君
推進委員	林 勇作 君	推進委員	福田 庄治 君	推進委員	筒井 浩一 君
推進委員	玉置 義則 君	推進委員	大瀬 敏幸 君		

5. 欠席委員 (1名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
9	寶持 雅祥 君				

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	金子 剛 君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
8	藤永 九市 君	10	池田 晴良 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農業委員会会長・事務局長会議（中期）研修会について

報告第2号 農地転用制限の例外規定に係る届出書について（2件）

報告第3号 一時転用届出書について

(4) 審議事項

第16号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第17号議案 非農地通知申出書について（神田地区）

(5) 協議事項

農業経営改善計画認定に係る意見聴取について（2件）

(6) その他

① 11月定例会の日程について

② その他

事務局長（金子 剛君） 皆さん、こんにちは。ちょっと時間が過ぎまして申し訳ございません。

ただいまから、令和2年度第7回の佐々町農業委員会の総会を開会いたします。

初めに、吉野会長より御挨拶をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 皆さん、こんにちは。10月に入って、秋晴れが続いて、稲刈り、その他もろもろ作業が進まれたと思います。稲刈りもほとんど終わられたのではないかと感じております。しかし、今年は長雨、高温、そして台風と異常気象といえますか、大変悩まされた年だと思います。それで、米の作柄も大変悪く、収量もかなり減少されたと聞いております。

先日、昨日、おととい現在ですか、佐々のライスセンターでも、昨年からすれば、80%ぐらいの持込みに終わっているということで、かなり生もみの数量も減っているそうです。去年が242トン余り、今年は196トンだそうで、45トンぐらいの減少ということですね。

それと、また世界ではコロナが第3波といえますか、そういうのになっております。これからまだ、季節の変わり目でもありますし、インフルエンザの流行時期にも重なってきておりますので、健康に注意され、御活躍される、活動されるようよろしくお願いいたします。

本日も会議がスムーズに行くよう、よろしくお願いいたします。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございます、本日の出席委員は12名で、寶持委員から欠席の届出が出ております。最適化推進員の方におかれましては、全員出席でございます。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の振興を吉野会長にお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 座ってさせていただきます。

これより議事に入ります。

案件については、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

これより議事に入ります。

まず、日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定めることとなっておりますので、8番、藤永委員、10番、池田委員を指名しますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、日程2を終わります。

それでは、日程3、報告事項に入ります。

報告第1号農業委員会会長・事務局長会議について、私のほうから報告いたします。

先日、10月14日、大村に新しくできましたミライオン図書館の多目的ホールで開催されました。先般の農業委員地区別研修のときにもお話があったとおり、長崎農業委員会1・1・1運動及び、その重点活動の進捗状況などについて現状報告がありました。

何と云っても、今、急がれているというか、やらなければならないことが、人・農地プランの実質化に向けての取組を、コロナで来年度までという猶予はあるんですけども、それを進めて、その各地の各地域の報告とかがありました。

それも、ほとんどの地域が話し合いとかは、今のところ、ちょっとストップしている状態ですけど、今後、これから冬場に向けて会合して、今年度中の策定に結びつけていきたいという、どの市町もそういうふうな報告でした。

一応、まずは策定することが大事ですけども、策定することだけじゃなくて、今度はその目標に向かって実行していくことが一番大事なことだと思います。これから、佐々町においても、各地域でこういう話し合いが進められていきますので、そのときには、皆さん、よろしく願いいたします。

それから、中間管理事業の推進については、そういう人・農地プランにも中間管理事業のいろいろ事業がありますので、そういうのを取り入れて、やってくれということでした。

それと、まず、話の取り始めといいますか、話題の一つとして、スマート農業に取り組んで、作業の効率化も一緒に話し合ってもらいたいという。

それから、4番になりますが、令和元年度農地利用最適化推進施策の改善についてというのが、令和2年の3月に農業会議の〇〇〇〇会長名で県のほうに意見書が提出されたのに伴って回答がありましたということで、報告がありました。

それと、最後に人・農地プランの取組について、長与町の〇〇〇〇会長から、長与町の取組について報告が、事例研修ということでありました。

あと、資料等は事務局にありますので、御覧になりたい方は事務局のほうで見てください。

以上です。

この件について、何か御質問、御意見のあられる方は、議席番号を言われて、議長の指名の後……。 (私語あり)

事務局長（金子 剛君） こっちが間違いです。大村です。すみませんね。すみません。（私語あり）大村です。

元が間違えとっけんですね、すみません。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） すいません、私のほうから、ちょっとこの報告の件で、先ほど会長のほうからも話がありました人・農地プランの関係でございます。

現在、新しい委員さんもいらっしゃいますので、現在、全部で8地区を本町については予定をいたしております。そのうち、去年の2月に木場地区だけが、今、5年後、10年後どうするかという会議を終わっている状況です。

あと7地区ほどございますけれども、令和3年度、3年の3月31日までに終わらせなさいという国からの指示があってございましたけれども、コロナウイルス対策の件で猶予があってございまして、平成4年度、5年の3月までが猶予期間というふうになっております。

ただ、この前の会議の折に、県の農業会議のほうから県内の自治体については、来年の3月31日までに終わらせる予定だと、各自治体がそういうふうに言っているということで報告は受けております。

この人・農地プランの事務局については、産業経済課でございまして、皆様にどういったことをしていただくかというのは、まず、各地区の委員さんが、担当地区の委員さんが、まず、人を集めていただきたいというのが一番なんです。人を集めていただかなければ話にもなりませんので、まず、その役目をしていただきたいというふうに思っております。

開催時期と、そういったようなのは、ちょっと会議が終わりまして、再度、皆様にお尋ねをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

会長（吉野 裕君） 8番。

8番（藤永 九市君） 今、会長から中期研修会の報告を頂きました。また事務局長からも、今、お話がございました。県の農業会議としては、今年度、いわゆる3月までですか、人・農地プランの実質化に向けて進みなさいというふうな指示があっているというようなことでございますけれども、御承知のように3密を避けてやんなさいという中で、コロナの関係で、これがほとんど進んでいない状況にあるんだろうと思います、県内です。

うちは、お話のとおり、どうにか木場だけが、すれすれのところでやったわけであつて、あれが遅くなればできなかつたかもしれません。いわゆる集会ができない状況下であるものですから、どこも同じ条件だと思います。

そういう中であつて、報告の中で会長が申しあげました事例研修の長与における人・農地プランの実質化に向けた取組ということで、参考になったんだろうと思いますけれども研修が行われたとありますけれども、詳しくは事務局で見ればというようなことだと思いますけれども、大方、この長与町で、どの程度進んでいるものか、この実現化に向けた取組というものが参考になったものかどうか、お二人、お聞きになっていかがですか。ちょっとその辺を、もうちょっとだけ御説明いただければと思いますので、お願いします。

以上です。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 8番委員さんの、今の御質問に対して、長与町につきましては、全部で12地区あられます。そのうち6地区が終了されているという状況で、県内の中では、多分、ここが一番進んでいるのではないかなというかたちでの事例発表だったと思います。

内容については、この前、木場で開催したとおりの内容で、大体説明をしていると。欲しいデータを定めて、グループに分かれて、5年後、10年後をどうしたいというのを一人一人から確認をいただいて、木場の方は、当然御存じかと思いますが、そういった目標を定めていると。やり方としては同じだったと思います。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。3番。

3番（池田 邦義君） ちょっと事務局にお尋ねしたいんですけど、このレジュメの中の3番の農地中間管理事業の推進について、県の進捗状況を、ちょっとお聞きしたいのが一つと、あと、4番の令和元年度の農地最適化推進施策の改善に関する意見書というのが、出ていたんでしょから、その辺についての回答について、どのような意見書が出て、どのような回答があったのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

以上です。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 今の農地中間管理の推進ということで、県のほうから、今、報告を頂いているのが、令和2年度、ずっとこれは目標面積、一緒なんですけど、令和2年度におきましても、県の目標面積が800ha、このうち、去年は796haですか、目標には達して

いないということが現状でございまして、これに目標を達成するために、皆様に推進をお願いしたいということで、この前説明があったというところでございます。

次に、令和元年度の農地利用最適化推進の施策の改善に関する意見書ということで、農業会議の会長名で県の農林部のほうへ意見書を提出されております。農林部長から回答を頂いているという状況でございまして、まず、7項目でございます。一つ一つ言ったほうがいいですか。（私語あり）概略は、担い手集積の集約化に関する施策の改善、それから、遊休農地発生防止に関する改善です。それから、新規就農者の施策、それから、人・農地プランの実質化に向けた支援の強化、補助等です。これに向けての。それから、条件不利地域の地域政策の支援の強化、それから、農業委員会と農業委員会ネットワーク機構の支援というような7項目で出されてございまして、回答については、回答書はこちらにありますので、ちょっと後で見ただけいただければと思いますけど。

以上でございます。

当然、有害鳥獣とかも入っているんですけど、産業経済課とも関連しておりますので、その辺は、全部が農業委員会ではありませんので。

会長（吉野 裕君） ほかにございませんか。——ないようですので、報告第1号を終わりました、次の報告第2号農地転用制限の例外規定に関わる届出書2件についてに入ります。事務局の説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の2ページをお開きください。朗読説明いたします。

農地転用制限の例外規定に関わる届出書、届出者、〇〇〇〇、届出者の住所が〇〇〇〇、農業兼会社員、土地の所在、木場免字鎌田409番、地目台帳、田、現況、牛舎と放牧地、面積が88.1m²のうち、転用面積が180m²ということでございます。

この件につきましては、木場地区の委員さんのパトロール、農地パトロールの折に発覚をいたしております。なので、ここはもう既に牛舎が建っているということで、200m²を超していないので例外規定の制限ということで、届出に変えるわけでございますけれども、以前、当然、何も申請がなかったということで、今回、出していただいております。

この6番のその他参考となるべき事項の中に、農地パトロールの折に発覚いたしました、農地については申請の必要があったにも関わらず、無知だったため無断で牛舎を建設し現在に至っているという、今後、このようなことがないことに努めたいということで、申請者からも反省がっておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

続けてよろしいですか、もう一つ続けて。

会長（吉野 裕君） はい。

事務局長（金子 剛君） それでは、すいません、先ほどお配りしましたもう一つの例外規定の届出書を御覧ください。朗読説明をいたします。

農地転用制限の例外規定に関わる届出書、届出者、〇〇〇〇、住所、〇〇〇〇、農業、土地の所在、口石免字道木1732番6、地目台帳、田、現況、畑、面積が169m²のうち169m²、この転用の計画につきましては、耕作用の通路ということで、今回、申請が上がっております。

この件につきましては、前回、農地転用があったところでございまして、次の図面をお開きください。

この申請の内容としましては、ごめんなさい、この赤枠、ちょうど台形の赤枠です。この中が、前回、宅地の個人住宅の転用申請があったところでございまして、今、当然、許可もおりておりますので造成中ということでございます。

ここの台形の赤枠の右上に、長方形の予定地番の1732番の5というところですが、ここが畑になっておりまして、ここに、ここを耕作するための道路を造りたいと。この赤い線が、線といいますか、赤く塗ってあるところが、今回、道路を造って、今回、申請を出されたということでございます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問ありませんか。——よろしいですか。

3番（池田 邦義君） この転用計画の中に、耕作用通路38.8m掛けるの0.5mって、これで耕作用の通路は取れるんですか。ちょっと、これ疑問。水路幅も入れてこんだけでしょう。これ、通路として利用できるのかなと思って。

事務局長（金子 剛君） 機械等は、ほとんど入れないということでした。この通路、ほとんど人力で通るような形の通路、全く通れないようになるもんですから、ここを造成すればです。

3番（池田 邦義君） しかし、この予定地の1732の5に入れるわけでしょう。

事務局長（金子 剛君） ここを耕作するというで……。

3番（池田 邦義君） ここの面積としては、どれぐらいあるんですか。これを人力で、機械が入らなくても耕作できるような狭い土地なんですか。

事務局長（金子 剛君） そうですね。機械を入れるまでは、畑なので、田んぼとかじゃないので、畑で、ちょこっとした野菜とかそういったところを作るだけということだったので、機械が入るまではないと思います。

3番（池田 邦義君） ちょっと我々からすると、（聞き取り不能）。

事務局長（金子 剛君） なので、ここも全体広いですけども、ここの一部というような形で
す。

会長（吉野 裕君） 段のついとっとやろ。

事務局長（金子 剛君） そうですね。段はついています。

3番（池田 邦義君） 極端に言えば上の農業用倉庫がありますね。

事務局長（金子 剛君） そうですね、あります。

3番（池田 邦義君） そこからの出入りというものは可能なんですか。

事務局長（金子 剛君） 可能です。

3番（池田 邦義君） 可能。分かりました。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。なければ、報告第2号を終わりにします。

続いて、報告第3号、事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の8ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。

報告第3号一時転用届出書、借人、佐々町長古庄剛、担当課につきましては建設課でございます。貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇、耕作者、同じです。施工業者、〇〇〇〇、下記の工事をを行うにあたり、農地一時転用について承諾を願いますと。

一時転用の目的につきましては、令和元年災普通河川高岩川河川災害応急復旧工事1工区を施工するにあたり、仮設の道路として使用するためということでございます。

農地の所在が大茂免字露切861の5、地目、田、地積、653のうち340m²、この件につきましては、これも前回出ておりまして、下に工事期間のところを書いておりますけれども、5月で受付をしております。その折に、工期が10月22日までであったため、22日までということで申請が出ておりましたけれども、ここに書いてあるとおり、6月、7月の降雨により工事ができなかったということで、延長の願いが出ております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問ありませんか。よろしいですかね。

これで、報告事項を終了いたします。

それでは、日程4、審議事項に入ります。

第16号議案農地法第3条の規定による許可申請書を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の12ページをお願いいたします。朗読説明いたします。

議案第16号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転申請承認について、土地の所在、北松浦郡佐々町木場免字福松田287番、登記、現況ともに畑、72m²、譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、65歳、農業、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、71歳、農業。

申請の理由といたしましては、売買による所有権移転を行なうと。経営面積が、譲受人、田の5,189、畑、1,322、計の6,511m²、譲渡人、田の2万377m²、畑の923m²、計の2万1,300m²でございます。

次に、15ページをお開きください。

15ページの(1)の作付作物等の別の作付の面積予定でございますけれども、田には水稻の5,189m²、それから、畑には野菜ということで1,394m²、農機具等の所有状況でございますけれども、トラクターが1台、田植え機1台、軽トラックが1台という状況でございます。

それから、農業に従事する者の権利でございますけれども、作業歴が45年と。世帯員の状況に、従事者の状況については、奥様が1人ということでございます。

16ページをお開きください。

16ページの大きい4番のところでございますけれども、下に表がございますが、一応、農作業の計画としましては、もう1年間通して耕作を予定しているという状況でございます。

以上でございます。

すいません、18ページを御覧ください。

これ、航空写真を付けておりますけれども、ちょうど三角の青いところ、この部分を〇〇〇さんから購入し、所有権移転をしたいということでございました。

以上でございます。

会長(吉野 裕君) 地元委員の補足説明はありますか。お願いします。6番。

6番(和田 貞子君) 6番です。9月の22日に〇〇〇〇さんのほうから報告を受けまして、図面で見るとおり、周りは、もう全部、〇〇〇〇さんの所有地になっているんです。

地目、畑ってなっていますけれども、現況、畑だったような記憶がないような状態なんです。全く生産性がないというか。それで、〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇さんのほうに譲ってくださいということをお願いしたら、快く快諾して下さったということなので、何ら問題はないと思います。

以上です。

会長(吉野 裕君) 何か御意見、御質問ありませんか。農地が集約されることに関してはいいことなので、効率も上がるんじゃないかと思えます。

会長(吉野 裕君) なければ、この第16号議案は許可相当といたします。

次に、第17号議案非農地通知申出書についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の19ページをお願いいたします。朗読説明いたします。

第17号議案非農地通知申出書ということで、今回、申請が上がっております。申出人が〇〇〇〇、〇〇〇〇、下記の土地は、自然荒廃により農地法第2条第1項規定する農地に該当しないことを申し出ますということで、農地の所在が北松浦郡佐々町皆瀬免字下林336の2、地目、台帳、畑、現況、山林、面積が120m²でございます。

この件につきましては、まず、26ページをお開きください。

26ページの航空写真がございますが、この赤い網掛けのところ、ここはもう、既に平成29年に非農地になっているところです。この青い部分のところが今回の申請地でございますが、ここだけ非農地にできなかったんです。なぜかといいますと、21ページを、すいません、登記簿謄本を見ていただいて、ここの権利者のところ、〇〇〇〇さんとなっておりますが、この方が、もうお亡くなりになられているということで、相続を見つけないといけないと、非農地にはできないということで、今回、22ページを開いていただいて、ここに相続の家系図がございます。大元は、当然、〇〇〇〇さんで、昭和6年の3月15日に、もう亡くなられております。今回、相続ができるという方につきましては、一番右の下から2行目、〇〇〇〇、長女、〇〇〇〇さんと書いてございます。この方が相続人として、今回、見つかったということで、今回、非農地をしてくれないかということで申請が上がっているところでございます。

だから、場所につきましては、現況につきましては、24ページを見ていただければと思いますけれども、24ページの上の段を見ていただければと思いますが、もう見てのとおりに、完全に山化しております、B判定です。今後、復旧不可能ということで、判断をさせていただきます。

場所につきましては、25ページのゼンリンを見ていただきまして、ちょうど神田線を行きますと、〇〇〇〇委員さんの牛舎がございます。牛舎から、ちょっと先、〇〇〇〇つてあると思いますけれども、そこを右に曲がって、ぐっと、〇〇〇〇さんより、まだぐっと上に上がったところです。そこが場所でございます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 地元委員の補足説明をお願いします。

会長（吉野 裕君） 3番。

3番（池田 邦義君） 現地確認を10月の13日、11時から、局長と私と、それから地元委員であられる9番委員の寶持委員と4人、それと〇〇〇〇さんの担当者と一緒に現地を確認いたしました。

ちょっと私たちも見て、こんなにひどいのかなというぐらいの、結局、隣接地が、もう全部非農地になって、それを全く非農地になっているもんですから、今度申請された非農地地区も、申請された土地も、ちょっと非農地なのか、山林なのか分からないような感じで、現地を見てきたんですけど、とてもじゃないが、これはちょっと伐採しても畑になるような、土地になるような感覚じゃなかったもんですから、これはもう非農地として申請してもいいんじゃないかなということで、現地を確認してきました。

以上です。審議のほど、よろしくお願いします。

会長（吉野 裕君） 何か御意見、御質問られる方はいらっしゃいませんか。（「異議なし」の声あり） ないようですので、採決をいたします。

第17号議案について、承認されることに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手） ありがとうございます。全員一致ですので、非農地と判断いたします。

それでは、日程5、協議事項に入ります。

農業経営改善計画認定に係る意見聴取についての2件出ております。これについて、事務局の説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の27ページになります。農業経営改善計画認定に係る意見聴取についてということでございます。

この件につきましては、認定農業者が佐々町にいらっしゃいます。この認定農業者については、申請者がこの〇〇〇〇さん、認定農業者なんですが、5年に1度、更新をしなければいけないわけなんです。その関係で、5年目、5年を経過するので、今回、更新の折には農業委員会の意見を聞きなさいというふうになっておりまして、今回、申請が上がってきているところでございます。

次の28ページ、28ページに農業経営改善計画認定についてと、（回答）と書いてございますが、ここの下に、1番の下に異議なし・異議ありとございます。皆様方から異議なしということであれば、異議なしということ産業経済課に回答をするという流れでございまして。

次、29ページに農業経営改善の認定の申請書でございまして、〇〇〇〇さんにおかれましては、もう皆様、御存じのとおりお茶でございまして、お茶でございまして、（2）番の農業経営の現況及びその他改善に関する目標ということで、現状では年間所得370万円、目標については、令和7年に700万円という目標を掲げられております。

下の（1）の生産でございましてけれども、現状につきましては430a、生産量が5,500kg、目標、令和7年に作付面積が500a、生産量が7,000という目標を定められております。

それから、ここのごめんなさい、年間所得で現状370と書いてございます。その下に主たる従業者1名当たりの年間所得370万円、1人当たりと年間所得が同じということでございますけれども、ちょっと産業経済課に確認した結果、確定申告の折の、この世帯主の方での申告の金額を入れているという状況でありますので、年間所得と同じということを確認をいたしております。

続きまして、32ページをお願いいたします。

これも同じく認定農業者でございまして、農業経営改善計画認定に係る意見聴取についてということで、今回、申請者が〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、御夫婦でございます。イチゴでございます。

この方につきましては、更新ではなく新規に認定農業者になられるということで、農業委員会に意見が来ているというところでございます。

34ページをお開きください。

34ページの(2)農業経営の現状及びその他改善に関する目標でございますが、現状については年間所得が260万円、目標、令和7年に400万円と、それから生産につきましては、イチゴ、作付面積が14a、生産量が6,000kg、目標、令和7年に作付面積が24a、生産量が1万という計画をされているという状況でございます。

以上でございます。

会長(吉野 裕君) 何か御意見、御質問のあらわれる方いらっしゃいませんか。8番。

8番(藤永 九市君) これはごもつものことだと思います。これはもう当たり前のことで、認定すべきであるということで異議ございません。事務局から説明のありましたように、5年に1回更新をするような形になっております。この〇〇〇〇につきましては、もう当然お休みですけれども、お茶の専業農家として一生懸命頑張っておられますし、農業委員としてもリーダー的な立場で頑張っておられる状況は分かることだと思いますので、今後、期待をしながら、ますます頑張ってくださいということから、これは異議なしと認めていいと思いますし、それから、2つ目の〇〇〇〇さんにつきましても、新規就農でありますけれども、本当にイチゴ仲間の1人であります。一生懸命頑張っておられますし、これも、今後大いにイチゴ農家として担っていただけるというふうに期待しているところでありますから、いずれお2人とも、今後の佐々町農業を背負っていかれる方ありますので、全面的に異議なしということをお認めいただきたいということを申し上げます。

以上です。

会長(吉野 裕君) ほかにいらっしゃいませんか。5番。

5番（築城 武美君） 5番、築城です。この前、役員会の中で御質問したんですが、この申請書の中の（2）の書き方について、農業者の世帯所得が例えば、〇〇〇〇さんの場合で370万円、これは、主たる従事者1人当たりの年間所得という書き方になっておるんですけど、右側の一番端を見てもみますと、主たる従事者の人数というのは2って書いてあるんです。そうすると、2人で370万円だなという計算になるんじゃないかということで、こんなに1人当たりの所得が低いんですか。例えば370万を2で割っちゃうと、1人当たりについては、もっと小さい数字になるんじゃないかということを質問をしたところ、産経と調整しますというお話だったんです。現実的に、この書き方が、左側は主たる従事者1人当たり、右側は主たる従事者が2人よと書いてあって、そうすると2分の1ですよという話にここなるもんだから、これは、例えば、左側を世帯主当たりとか、そういう書き方に変えんと、理屈に全く合わない資料になっているんじゃないかという気がしてて、この前お尋ねをしておきました。

結果的にいうと、2人で370万円の現状の世帯主の申告ですよという前提になるんで、そういうふうな少し、この農業委員会自体の書類じゃありませんが、産経のほうには、そこの考え方を整理したほうがいいんじゃないかということを申し伝えていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

事務局長（金子 剛君） 分かりました。

会長（吉野 裕君） ただいまの意見のとおり、産業経済課のほうに申し伝えておきます。

ほかになれば、異議なしということで、この2件とも回答したいと思いますですが、いかがでしょうか。（「異議なし」の声あり）異議なしということで回答いたします。ありがとうございました。

次に、日程6、その他に移ります。

事務局からお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） その他の①11月定例会の日程についてでございます。11月の25日水曜日13時30分から予定をさせていただきたいと思っております。5役会につきましては、11月18日水曜日13時30分からの予定でございます。

続けてよろしいですか。それでは、②のその他でございますけれども、開催案内に書いておりましたとおり、農業委員会だよりの挨拶の原稿、それから、活動記録簿につきましては、今日持っていただきましてありがとうございました。まだ今日持ってこられていない方におきましては、ちょっと急ぎたいので、今週中に事務局までお願いしたいと思っております。

以上でございます。事務局からは以上です。

後ろに今日契約書ををお願いをするようにいたしておりますけども、期限については、11月の下旬、この11月の25日までに、来月の総会までをお願いしたいと思います。

新規等もあって、物納、金納のほうはまだ決まっていないので、そこを一番確認をしていただきたいと思います。今回は、ぜひ中間管理のほうに移行したいというふうに考えておりますので、できる限り、中間管理機構のほうで契約をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） ほかに、12番。

12番（山下 夕見子君） 12番。皆様も御存じのとおり、今回の台風9号で、ほかの人たちも被害に遭われたと思うんですけど、うちはもう本当全滅だったんです。それで、逆に1俵しかできなかつたんです。それで、そういうときにどんなふうにしたらいいのか、稼得もちょっと50幾らあるもんですから、それも払えないときなんかは、どんなしたらいいのか、皆さんにちょっとお聞きしたいなと思って。どんなですか。

会長（吉野 裕君） 会を一回止めて休憩して、ざっくばらんに話をしたほうがいいんじゃないかと思しますので、会を休憩いたします。

（休 憩 午後 2時30分）

（会議再開 午後 2時40分）

会長（吉野 裕君） 会を再開いたします。

休憩中にお話がありましたとおり、地主さんと相談をされて、こういう状況を理解していただいて、できる限りの誠意だけ見せて、また来年よければ、そのときというふうなお話でもされればいいんじゃないかと思えます。

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）なければ、以上で日程を終了いたします。会を閉会いたします。

（ 閉 会 午後 2時42分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 吾野 裕

会議録署名委員 藤永 九市

会議録署名委員 池田 晴良